

「平成 26 年度金融庁政策評価実施計画」に対する意見募集の結果（平成 26 年 7 月）及び対応方針

（特定の施策項目についてのご意見）

番号	意見の該当箇所	意見の概要	回 答
1	<p>施策Ⅱ－3</p>	<p>基本政策Ⅱ、施策3における平成 26 年度主な事務事業では、平成 26 年 1 月より導入された N I S A について、広く国民に投資への関心をもってもらい、長期的視点からの資産形成を促すとともに、成長資金の供給拡大を図り、日本の経済成長につなげる観点から、制度の普及・定着に向けた取組みを進めていくこととしておりますが、その取組みに関し次の 4 点の提言を行います。</p> <p>(1) 非課税保有期間の恒久化 (2) 保有資産のリバランス（スイッチング）を可能とすること (3) ジュニア N I S A の創設 (4) リタイアメント N I S A の導入</p> <p>現在の N I S A の制度をより長期投資に適した制度にするためには、現在 5 年（又は 10 年）といった期限がある非課税期間を撤廃し、N I S A 口座におけるリバランス（スイッチング）を可能とすることで、安定的なパフォーマンスをあげることが可能となり、N I S A 制度の魅力が高まるものと思われま</p> <p>す。</p> <p>また、投資家層の拡大を図るためには、未成年者の N I S A 解禁も有効であると考えられます。金融資産がシニア世代に偏重している本国において、円滑に世代間の資産移転を行なえる受け皿としての機能や若年層の投資リテラシーの向上が期待できます。日本の財政事情を考えても、個人の資産形成にはますます自助努力が求められる時代を迎えており、金融教育は早急に始めていく必要があります。若年の段階から投資に触れるこ</p>	<p>・ご提言のジュニア N I S A については、若年層等への投資家のすそ野拡大などを図る観点から、27 年度税制改正において要望し、創設されました。</p> <p>・また、現役世代の資産形成を後押しするとの観点では、同税制改正において、現行 N I S A の年間投資上限額を積立投資に適した 120 万円（現行 100 万円）に引き上げることを要望し、措置されたほか、「職場積立 N I S A」（企業の役職員等が給与からの天引き等により N I S A 口座を利用して投資信託等に投資する仕組み）について、関係業界のガイドラインの策定をサポートしました（26 年 12 月公表）。</p> <p>・N I S A については、制度の更なる普及・定着を図るとともに、今後ジュニア N I S A の円滑な導入に向けた取組み等を着実に進めていくことが重要と考えています。その上で、今後の N I S A のあり方については、制度の趣旨や効果の検証を踏まえ、よく検討していきたいと考えています。</p> <p>（総務企画局政策課総合政策室）</p>

		<p>とになるジュニアNISAは金融教育につながる有効な政策といえるのではないかと思います。</p> <p>最後に、リタイアメントNISAとは、現役世代が自己責任のもとで資産形成を行うための制度であり、一定期間（長期または年齢制限）の引き出し制限付きの、私的年金的なNISA口座とし、現行NISA口座とは別に設けるべきものとして導入することを提言いたします。将来資金のための資産形成制度として既に確定拠出年金制度がありますが、特に個人型年金において公平性、利便性、税制およびシステム面での課題が多く、NISA制度を活用し、現行の私的年金を補完する制度として導入することで、広く国民全般に老後資産形成に関する自助努力を促すことにつながるのではないかと考えます。</p>	
--	--	---	--

2	<p>施策Ⅱ-3</p>	<p>基本政策Ⅱ、施策3における平成26年度主な事務事業では、金融機関の手数料ビジネス（投資信託の窓口販売等）について、25年度の成果も踏まえた水平的レビューを実施し、真の顧客利益につながり、成長マネーの供給促進にも貢献する業務のあり方について、引き続き検討することとされておりますが、その取組みに関し「個人向けアドバイザー制度の充実」を提言いたします。</p> <p>日本市場では、先進主要国に比べて、個人が投資信託を買付け、ならびに保有する際に投資家が負担する費用の高さが指摘されており、その背景として、販売会社の営業員に対するインセンティブが投資信託の買付時に投資家が負担する手数料収入に依存する傾向にあることが挙げられております。</p> <p>一般には、取引連動型のコミッションよりも残高連動型の手数料の方が顧客の立場に立ったアドバイスにふさわしいと考えられており、加えて顧客との信</p>	<p>投資運用業の登録においては、資本金・純財産要件（5000万円）、株式会社要件等が登録要件とされておりますが、これらは、投資運用業が投資家の財産に直接関与する業務であることを踏まえ、業務を健全に遂行しうる財産的基礎や適切なガバナンス体制の構築等を求める趣旨で登録要件とされているものです。そのため、株式会社要件等の要件を緩和する個人・小規模投資運用業については、参入障壁の緩和の必要性のみならず、一般投資家の保護等も含めた総合的な検討が必要であるものと考えられます。</p> <p>個人の資産運用に関わる業務のあり方については、諸外国の例も参考にしながら、今後も引き続き検討して参ります。</p> <p>（総務企画局市場課）</p>
---	--------------	--	--

	<p>頼関係が形成されていれば、一任契約の下で投資顧問業を行う方が効率的と言えます。しかし現在の日本では、投資運用業登録を行うためには厳しい人的構成要件、資本金規制（5,000万円以上）が課せられていることから、限られた一部の企業以外は参入困難であり、参入できたとしてもこれらの企業は高いコストを賄うため、コスト効率の高い機関投資家等大口投資家以外にはサービスを提供できず、投資家のすそ野を拡大する営業活動を行うことは困難であると思われる。このようなことから、志のある独立系アドバイザー（IFA）が真に個人投資家の利益を考えて活動できる形の環境が整うには至っておりません。そこで預り資産残高の制限（上限）や、受託業務の証券会社への委託等のルール整備を行った上で、現行の投資運用業者に必要とされる法人格、人的構成要件、資本金規制等の登録要件を緩和する形での個人・小規模投資運用業を解禁し、個人向けアドバイザー制度のすそ野を広げる仕組みを採用することを提言いたします。こうした小規模投資運用業者が、投資家に寄り添う形で新しい個人向け資産運用チャンネルとして証券市場を活性化させる触媒となるのではないかと考えます。</p> <p>一方で個人・小規模業者が投資運用業を行う場合には資産の管理、保全に関する信頼性の面での投資家の懸念が心配されますが、受託業務の証券会社への委託を条件にするなどのルール整備を行うことでこれらの懸念を払しょくすることが可能であると考えます。</p>	
--	--	--

3	<p>施策Ⅱ－3</p>	<p>基本政策Ⅱ、施策3における平成26年度主な事務事業では、金融機関の手数料ビジネス（投資信託の窓口販売等）について、25年度の成果も踏まえた水平的レビューを実施し、真の顧客利益につながり、成長マネーの供給促進にも貢献する業務のあり方について、引き続き検討することとされておりますが、その取組みに関し「投資信託手数料の明示の促進」にかかる施策を提言いたします。</p> <p>日本市場での投資信託にかかる費用の高さにかかる問題として、費用に関する投資家への不十分な開示が指摘されています。特に外部委託など、多層構造が進む投資信託商品について、ますます費用構造が複雑となっております。この点、投資家が最終的に負担する費用の概算値として、実質信託報酬を開示するケースは増えているものの、その表記方法は運用会社によってまちまちであるため、運用会社、販売会社とも実質信託報酬の意味について、広く投資家への周知に努めると同時に、販売会社側もウェブサイトや交付書面等における表示の要件と形式を統一すべきであり、強制力を持たせるためには、当局から費用の表記や層構造の明確化に係るガイドラインを示す必要があると考えます。</p> <p>また、投資家が自ら間接的に負担する信託報酬率が、相対的に合理的であるかを判断するため、投資家が購入時に類似ファンドとの比較を行えるよう、情報ベンダー等の外部機関が算出しているカテゴリー毎の手数料率の平均値を併記する、負担する手数料の概算値を絶対額で表示する等の施策が有効であると考えます。</p>	<p>投資信託手数料の明示の促進については、金融・資本市場活性化有識者会合が取りまとめた「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」において、投資信託について「手数料等に関する説明の充実」が挙げられたこと等を踏まえ、26年9月、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改正を行い、投資信託の販売手数料の料率や金額、信託報酬等の費用等について分かりやすい説明を行うよう、監督上の着眼点を示したところです。</p> <p>今後とも、ご指摘の趣旨を踏まえ、投資信託手数料の明示の促進に努めてまいります。</p> <p>（監督局証券課）</p>
---	--------------	---	---